

## 6 申込方法

申し込みは以下の手順でお願いします。

- ① 受講案内に添付された「受講申込書」に必要な事項をみれなくご記入ください。記入にあたっては必ず9・10ページをご覧ください。
- ② 受講申込者は受講希望者の施設長就任（予定）先の原則として理事長または代表取締役、施設・事業所未開設（認可申請中）の場合はその代表者となります。
- ③ 「受講申込書」の記入もれがないことをご確認のうえ提出してください。提出先は提出時期により異なります。

提出時期	提出先 ※どちらか一方にご提出ください。
12月～ 募集締切日まで	中央福祉学院に提出
3月～ 募集締切日まで	都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部(局)長宛に提出 ※各主管部(局)問合せ先は中央福祉学院ホームページに掲載しています URL : <a href="https://www.gakuin.gr.jp/link/">https://www.gakuin.gr.jp/link/</a>

- ④ 記入内容について本学院より問い合わせを行う場合がありますので、勤務先にて**必ずコピーを1枚保管してください。**

申し込みにあたっての留意事項【必ずご確認ください】

- ① 本課程は、公立、社会福祉法人立等の施設長を対象として、施設長就任前に受講することが原則ですが、人事異動・施設の開設または施設長交代の時期等により、就任前の受講が困難な場合は、就任後の受講も可能です。
- ② 受講申込後に受講者を変更することはできません。
- ③ 本課程は、施設長就任（予定）者を対象としております。受講申込書の施設長就任（予定）年月を正確にご記入ください。また、就任予定そのものが不確定の場合は受講いただけません。
- ④ 開設準備中の施設の場合、確実に教材等をお届けするため、教材の希望送付先は「自宅」を選択してください。
- ⑤ 以下に該当する場合は申し込みの受付ができません。
  - ・受講資格に該当しない場合
  - ・申込書に未記入の項目がある場合（任意記入項目を除く）
  - ・本年度以外の申込書用紙を使用した場合
  - ・「受講申込書」に法人名・法人代表者役職名（法人理事長もしくは代表取締役等）・法人代表者名の記入および公印がない場合
- ⑥ 選考は先着順ではありません。

## 7 選考結果の通知

- (1) 中央福祉学院において選考を行い受講の可否を決定します。選考結果は原則令和6年5月下旬までに通知します。なお、選考方法等に関するお問い合わせにはお答えできません。

**選考結果通知は、申込書で選択いただいた「教材の送付希望先」に郵送しますが、6月1日以後になっても通知が届かない場合には中央福祉学院までご連絡ください。**

- (2) 選考結果は、申込書の提出先に関わらず、施設長就任予定先施設を管轄する都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部（局）長にも報告します。

## 8 修了証書の交付

- (1) 所定の修了要件を満たした方には、社会福祉施設長資格認定講習課程の修了証書を交付します。
  - (2) 修了要件は以下のとおりです。
    - ① 通信学習の全科目に合格すること。
    - ② スクーリング（集合研修）を修了すること。
  - (3) 修了日は、令和7年3月31日となります。修了証書の交付時期は、令和7年4月上旬の予定です。
  - (4) 令和6年度中に修了要件を満たせなかった場合、次年度（令和7年度）1年間に限り受講期間を継続して通信学習およびスクーリングを受講できます。（未修了科目数に応じた継続受講料を納入いただきます。）
- ※修了結果は、施設長就任予定先施設を管轄する都道府県・指定都市・中核市社会福祉研修主管部（局）長にも共有しますので、あらかじめご了承ください。

## 9 福祉施設長専門講座について

本学院では、社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した方々等を対象に、より実践的なスキルアップをめざす「福祉施設長専門講座」を開講しています。

本講座は、社会福祉施設長（または施設長相当の業務を担当する方）を主な対象として、オンデマンド動画視聴、スクーリング（8月と2月の2回に出席：予定）、レポートの提出によりマネジメントの基本を学びます。

オンデマンド動画視聴で、人事労務管理、財務管理、経営管理に関する知識・視点について学び、スクーリングでは、自組織の経営課題の明確化を行うとともに解決に向けた行動計画を作成します。

また、「地域共生社会の実現における社会福祉施設の役割と実践」、「社会福祉施設のサービス管理」をテーマとするレポートを作成し、より学習効果を高めます。

本講座の修了者は、「福祉施設士」の資格証書が交付され、\*日本福祉施設士会の入会資格を得られます。

受講資格や学習内容等、詳細は本学院ホームページをご覧ください。

\*施設種別を横断した組織として、生涯研修を通して「福祉施設士」資格を有する施設長が、高い専門性を備え資質を高め、社会福祉の発展に寄与することを目的に活動しています。在籍会員数は約850名(2022[令和4]年9月現在)にのぼります。

※「福祉施設長専門講座」は、社会福祉施設長の資格を取得するための講座ではありません。



【別表1】 学期別履修科目内容（予定）

学期	科目	主な内容
第1学期	社会福祉概論	現代における社会問題と社会構造、社会福祉の全体像、専門職、思想・哲学、理論、福祉政策の基本的な視点・構成要素と過程、ニーズと資源、国際比較、福祉サービスの供給と利用の過程、社会福祉の歴史、福祉サービスの特質と理念、福祉サービス発展の経緯と地域共生社会、福祉サービスに係る組織や団体の概要と役割、福祉サービス提供組織の経営理論と経営体制 等
	心理学	人の心理学的理解、人の成長・発達と心理、日常生活と心の健康、心理的支援の方法と実際 等
	医学一般	人の成長・発達、人体の構造と機能、健康のとらえ方、疾病の成り立ち及び回復過程、人間の行動と生活機能、リハビリテーション、公衆衛生、保健医療の動向、医療保険制度、診療報酬制度、保健医療対策、医療施設、保健医療における倫理、保健医療領域における支援の実際 等
	人事・労務管理論	人事管理の重要性、モチベーション論、リーダーシップ、施設の長としての心構え、労働法、労働基準法、労働契約、ワーク・ライフ・バランス、集団労働関係と法 等
第2学期	社会福祉援助技術論	ソーシャルワークの基盤となる考え方、ソーシャルワークの対象と担い手、ソーシャルワークの歴史的発展過程、ソーシャルワーク展開過程の全体像、ソーシャルワークの展開過程、ソーシャルワークの実施、ソーシャルワークを支える要素 等
	介護概論	介護の目的、介護を必要とする人々と地域共生社会、介護と保健・医療との関係、支援関係の基本、コミュニケーション技術、介護過程、生活支援技術の基本 等
	社会福祉施設経営管理論	社会福祉法人と社会福祉施設、経営管理の基礎、サービス管理、人事・労務管理、会計管理・財務管理、情報管理 等
	財務管理論	財務管理の目的と通知の体系、社会福祉法人の会計、内部統制、問題発見のための会計、予算管理、新規事業計画、バランスト・スコアカード、書用削減 等
第3学期	老人福祉論	高齢者の生活と社会、高齢者福祉の理念と発展過程、介護保険制度の概要、地域共生社会と地域包括ケアの推進、高齢者と家族等への支援の実際 等
	公的扶助論	現代社会と公的扶助、生活保護制度の概要と実務、生活保護における相談援助と自立支援、生活困窮者自立支援制度、生活福祉資金貸付制度、ホームレス状態にある人々への支援 等
	地域福祉論	地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題、地域福祉の主体と形成、地域福祉の概念と理論、地域福祉の発展過程とこれから、福祉行財政システム、福祉計画の意義と種類、包括的支援体制の構築、包括的な支援とソーシャルワーク、災害時における支援体制 等
	社会保障論	現代社会における社会保障制度の現状と課題・概念・対象・理念、社会保障と財政、社会保険と社会扶助、年金保険・医療保険・労働保険・社会福祉制度・社会手当制度等の概要 等
第4学期	児童家庭福祉論	児童家庭福祉の理念、子どもの人権・権利保障、児童・家庭の生活実態とこれを取巻く社会環境、児童家庭福祉制度における組織及び団体の役割、児童家庭福祉の支援の実際 等
	障害者福祉論	障害の概念と障害者の実態、障害者福祉の理念、障害者福祉の歴史、障害者に対する法制度、障害者と家族等に関する支援の実際 等
	法学	法の基礎、ソーシャルワークと法のかかわり（憲法、民法、行政法）、権利擁護と成年後見制度、刑事司法と福祉 等
	社会学	現代社会の理論、人口の構造と変化、健康と社会、家族とジェンダー、生活とライフコース、災害と復興、地域社会とその変容、社会問題とマイノリティ、福祉国家と福祉社会、グローバル化する世界、社会調査の基礎 等

【別表2】 法人区分コード一覧

コード	法人区分	コード	法人区分	コード	法人区分
01	行政	17	協同組合	39	その他公益法人
02	一部事務組合	18	宗教法人	51	株式会社
03	独立行政法人	21	一般社団法人	52	有限会社
09	その他公法人	22	一般財団法人	53	合同会社
11	社会福祉法人	23	公益社団法人	54	合資会社
12	医療法人	24	公益財団法人	69	その他営利法人
13	特定非営利活動法人（NPO法人）	25	社会医療法人	99	その他
16	学校法人	26	特定医療法人		

【別表3】勤務先種別コード一覧

コード	勤務先	コード	勤務先	コード	勤務先
行政関係		障害者関係施設・事業所		その他の社会福祉施設等	
001	都道府県・指定都市・中核市本庁	411	身体障害者福祉センター	801	授産施設（左記以外）
002	福祉事務所	414	補装具製作施設	802	宿所提供施設（生活保護法以外）
003	市区役所・町村役場	415	視聴覚障害者情報提供施設	820	無料低額宿泊所 （日常生活支援住居施設も含む）
004	相談所（児童・婦人・更生）	417	盲導犬訓練施設	803	無料低額診療施設
005	保健所	862	障害者支援施設	804	隣保館
006	保護観察所	863	相談支援事業所	807	母子健康センター
099	その他（行政機関）★	864	地域活動支援センター	808	青少年相談センター
保護施設		865	居宅介護事業所	810	認定こども園 （保育所型、幼保連携型）
101	救護施設	866	重度訪問介護事業所	844	小規模作業所（福祉作業所）
102	更生施設	867	同行援護事業所	891	国立療養所
103	医療保護施設	868	行動援護事業所	892	生活困窮者自立支援事業
104	授産施設（生活保護法）	869	重度障害者等包括支援事業所	904	病院・診療所
105	宿所提供施設（生活保護法）	870	短期入所事業所	899	その他（社会福祉施設等）★
高齢者関係施設・事業所		871	療養介護事業所	団体等	
201	養護老人ホーム	872	生活介護事業所	901	都道府県・指定都市社会福祉協議会
202	特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	874	自立訓練（機能訓練）事業所	902	市区町村社会福祉協議会
203	軽費老人ホーム （A・B・ケアハウス）	875	自立訓練（生活訓練）事業所	903	社会福祉法人本部（事務局）
204	老人福祉センター	876	就労移行支援事業所	999	その他（社会福祉施設等以外）★
205	老人休養ホーム	877	就労継続支援（A型）事業所	その他	
206	老人憩の家	878	就労継続支援（B型）事業所	981	無職
207	老人デイサービスセンター （通所介護事業所）	879	共同生活援助事業所		
208	老人短期入所施設 （短期入所生活介護事業所）	880	移動支援事業所		
209	在宅（老人）介護支援センター	881	福祉ホーム		
210	生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	499	その他（地域生活支援事業等）★		
821	有料老人ホーム	婦人保護施設			
822	介護老人保健施設	501	女性自立支援施設		
823	介護療養型医療施設・介護医療院	母子福祉施設			
825	通所リハビリテーション事業所	580	母子福祉センター		
827	訪問看護事業所	児童福祉施設			
828	訪問介護事業所	521	助産施設		
829	訪問入浴介護事業所	522	乳児院		
830	居宅介護支援事業所	523	母子生活支援施設		
831	福祉用具貸与事業所	524	保育所		
832	認知症対応型共同生活介護 （高齢者グループホーム）	526	児童館		
833	地域包括支援センター	527	児童養護施設		
834	小規模多機能型居宅介護事業所	538	児童心理治療施設		
835	サービス付き高齢者向け住宅	539	児童自立支援施設		
299	その他（高齢者関係施設・事業所）★	540	児童家庭支援センター		
		541	児童発達支援センター		
		542	児童発達支援事業所		
		543	福祉型障害児入所施設		
		544	医療型障害児入所施設		
		545	放課後等デイサービス事業		
		599	その他 （児童福祉関係施設・事業所）★		

★勤務先種別について直接該当するものがない場合は099、299、499、599、899、999のうち該当するものを選択のうえ、具体的な勤務先種別名をその他欄にご記入ください。

また、総合施設や多機能型事業所に勤務している場合には、主に勤務を行っている施設・事業所の種別をご選択ください。

【参 考】

経営区分について

【民立民営】・・・設置・運営とも民間が主体。

【公立公営】・・・設置・運営とも公共団体（行政）が主体。

【公立民営】・・・設置は公共団体（行政）が行い、運営は民間が行う。